

相手国政府・ 相手国陸海軍 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勤務日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
マダガスカル	食糧援助に関する日本国政府と マダガスカル共和国政府との間 の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	370,000千円 H19.1.12まで	H18.1.13 アンタナ ナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガス カル大使 マダガスカル側 マルセル ・ラベンジェリア外務大臣	H18.124 31号
マダガスカル	マジュンガ州母子保健施設整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とマダガスカル共和国政 府との間の交換公文	マジュンガ州母子保健施設整備計画を実施するため に必要な 1. 母子保健施設の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	514,000千円 H19.1.12まで	H18.1.13 アンタナ ナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガス カル大使 マダガスカル側 マルセル ・ラベンジェリア外務大臣	H18.124 33号
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対す る贈与に関する日本国政府とマ ダガスカル共和国政府との間の 交換公文	マダガスカル共和国の構造改善努力推進及び債務問 題を含むマダガスカルの経済困難緩和に寄与するた め、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	1,100,000千円 -----	H18.1.13 アンタナ ナリボで (同日)	日本側 吉原修在マダガス カル大使 マダガスカル側 マルセル ・ラベンジェリア外務大臣	H18.125 43号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。